

カール・シャウプ

『國民所得分析の諸原理』

Carl S. Shoup, The Principles of National
Income Analysis, 1947.

高橋長太郎

内 容	
序	
第1章	國民所得の概念
第2章	國民所得の計算例(民間部門)
第3章	同(企業内と貨幣の流れ)
第4章	同(政府部門)
第5章	生産要素費用としての國民所得
第6章	純生産物としての國民所得
第7章	政府部門
第8章	貯蓄と投資
第9章	産業別國民所得
第10章	州別國民所得
第11章	英國國民所得
附 録	
A	形式的轉嫁
B	商務省國民所得統計の改正

この書はシャウプ博士のコロンビア大學における國民所得論の一成果であるが、序において述べられているように、特に財政との關連において國民所得を論じ、財政政策に科學的基礎を與えようとするところに特色がある。

従來國民所得を取扱うにあたって、政府部内の介入については、必ずしも充分な配慮が拂われていなかった。また、國民所得を論じることは、しばしば計算の技術の記述に止まって、經濟理論の最近の動向たる所得分析との連關は、あきらかにされぬのが通例である。その點において、この書のもつ意義は高く評價されてよい。

第1章の國民所得の概念は含蓄に富んでいる。國民所得は、普通に一國の住民にとって一定期間に生産された財貨及び用役の全額と定義されている。だから「國民所得」の別の名は、「國民生産物」である。そして純生産物だけが計上されて、その合計が貨幣で表わされる。

その場合、基礎命題は、最終生産物(Final Product)が生産要素支拂額(Factor Payment)に等しいということである。生産物のうち最終生産物が計上され、そし

てそれが生産要素への支拂額に等しいという認識において、わが國のいままでの國民所得概念は必ずしも明確でない。ここで中心概念になっているのは、支出面たる最終生産物と分配面たる要素支拂額との一致であって、いわゆる生産國民所得は、この書の最後までついに問題にされぬのである。

國民所得は、例えばピグーのように、これを物質的厚生の尺度として用いるときには、その變動を除去するためには最終生産物の物價指數をもってせねばならないが、かかる物價指數を作成することはむずかしい。

これに對して、生産要素費用の合計としての國民所得は、「國民産出額」National Outputに對して國民生産費(National Cost or National Input)を表わすものであって、この變動を除去するには、投入量たる生産要素價格(利潤率、賃銀率など)の指數をもってせねばならぬが、かかる要素價格指數は概念として論じられていても、實際には作成されていない。

このように、最終生産物としての國民所得と生産要素支拂額としての國民所得とが、現代の所得分析の根柢を貫く基礎概念である。

シャウプは、單に概念規定にとどまらず、現在の資料の制限についても充分の考慮を拂い、ことにアメリカ商務省及びクヅネッツの算定とイギリス白書などについて綿密な批判を行っている。

第2章乃至第4章は、國民所得の豫備的な諸概念を計算例を用いて解説しているが、このように教科書的な説明においても、その綿密さにおいては例をみないところである。

第5章の生産要素支拂額としての國民所得は、いわゆる濟經理論における分配論にとって基礎資料たるべきものである。國民所得に占める賃銀及び俸給の割合と企業留保その他の財産所得(純賃料・利子)の割合とは、階級間の機能的分配の實態を示すものであるが、實際の計算にあたっては多くの困難に出會う。ことに、資産の償却・陳腐化・消耗さらに資本損益(Capital gain and

loss) の評價は、在庫品の價格變動の測定とともに、もっとも困難をきわめ、しかも純投資の算定にとって甚しく影響する。資料不足のために算入さるべくして除かれているものも多く、年金・現物給與などの一部、都市の菜園などからの收穫、臨時所得、家族の用役、個人所有の耐久財からの歸屬純所得などが脱落している。

第6章の最終生産物としての國民所得は、消費者の購入した財貨及び用役、企業在庫品の純増減、その他企業資産の純増減、外國居住者に対する債權の純増減、政府の購入した財貨及び用役である。

戦時中に商務省で用いられるようになった「國民總生産額」(Gross National Products) について、これの利用に對して、シャープは二つの問を提出している。第一に、國民總生産額をもって雇傭量の豫測を行っているが、それは果して「國民所得」を用いるよりはすぐれているか。第二に、それは經濟における貨幣(資金)の流れの豫測についてもまさっているのか。すなわち、「國民總生産額」をもって、雇傭計畫及び資金計畫の手懸りとする事の可否であつて、いずれの問に對しても否定をもって答えられている。消費支出によって増大する雇傭部分は、總投資によって増大する雇傭の中に再び現われる。消費者の購入の一部分は總投資によって生産されたものであつて、雇傭要因として投資と消費とを比較するとき、國民總生産額の場合のように、投資が總投資であると誤解を生じる。

また、國民總生産額をもってしても貨幣の流れのすべてと對應しない。企業内の内部取引がすべて除外されているからである。また在庫品の増減または海外居住者に対する債權の純増減の役割が大きくなるほど、貨幣取引量に對する國民總生産額の割合は變化する。國民總生産額と貨幣量との割合は、一期間と他の期間を嚴密に比較できぬのである。

國民所得にふくまれる戰爭要素と他の要素との比較、さらに國際比較の問題は、指數論の今後の發展にまつところが多い。

第7章において、政府部門が導入される。シャープは、とくに租稅轉嫁を重要視し、財政による再分配効果の測定を企てるから、從來のアメリカ商務省及びイギリス政府白書の計算方法についても多くの異論を建てている。ことにクヅネッツのように政府を巨大な企業のようにみなして、經濟の過程を交換という機能のみによって説明しようとする企は斥けられる。政府は利潤の極大を追求するものではない。

納稅前の所得分布は、納稅によって變容し、さらに租稅の轉嫁を充分に考慮するによって再び變化する。課稅

者は生産物の價格引上げによって租稅を消費者に轉嫁(前轉)し、或いは生産要素の價格(賃銀率、利潤率など)の引下げによる轉嫁(後轉)を行う。もし租稅轉嫁によって生産量になにらの變化を及ぼさなくても(形式的轉嫁の場合)、前轉による生産物價格の上昇によって國民所得は名目的に増大し、後轉によって國民所得は名目的に縮小する。さらに租稅轉嫁は生産量にまで影響すれば(實質轉嫁の場合)、國民所得は實質的に變動する。

轉嫁されると考えられる租稅は、商務省の「事業稅」と呼び、イギリス白書が「間接稅」と名づけるものであつて、轉嫁されぬ租稅は、「個人稅」或いは「直接稅」といわれるものであるが、その區別は必ずしも充分な測定によるものではない。

政府はさらに個人と企業とに財政支出を通じて各種の用役を與える。租稅として支拂う額と政府から受取る用役とが丁度等しいように配分を受けさせるような財政を「中立的」と呼ぶことができるが、クヅネッツのようにこの等値性を假定することは、非現實的である。

だから、所得分布を論じるのに、從來のような再分配効果を無視した納稅前の分布のみでは充分と言えない。

政府の歳出が國民所得に及ぼす効果は多様である。

(a) 政府用役の消費者への授與と企業への授與。政府は消費者と企業へそれぞれ用役を與える。企業に與えられるとき、企業は費用が輕減されるので、それだけ(i)利潤の増大、(ii)賃銀などの引下げ、(iii)生産物價格の引下げをなしうる。この(ii)と(iii)とによって、消費者は間接の恩惠にあずかる。しかし企業のすべてが政府用役を同様に受けるのではないから、消費者の享受する恩惠は不平等である。政府の與えるこの用役によって、どれだけの物價引下げその他に効果を及ぼしたかを知る資料は、いまだ充分でない。アメリカ商務省統計もイギリス白書もこれを欠き、クヅネッツのみ前述のように個人稅に相當するだけ消費者は政府用役を受け、事業稅だけの用役を企業が受けると假定するにとどまる。

(b) 一般行政費、國防・數育などの一般目的費が經濟厚生に與える効果については、なお多くの問題を殘している。この一般目的のための支出を國民所得統計において明らかに區別しているのはドイツであるが、アメリカ商務省統計もイギリス白書もかかげていない。

(c) 政府出資。政府出資には二つの見方がある。これを企業の投資のごとくに資本としてみなす仕方とはじめから消費者或いは企業への用役とみなす仕方とである。しかし、堤防や軍艦のようにいずれの用役でもないものについて、これを資本とみなすかどうかは、ことに國民所得の短期の比較にとって影響がある。

(d) 移轉支出。歳出中には消費者や企業に対する用役として支出されず、一般目的のためにも、政府出資としても使われぬものがある、それはなにより豫め用役のためにそなえるものでないから移轉支出と名づけられる。それに二つあって、一は贈與であり、他は政府の既存債権の破棄である。

(e) 補助金。企業に対する補助金は、さきの(a)と同じく、生産物価格引下げ或いは生産量増加に効果がある。また消費者への補助金は移轉支出として取扱うべきである。アメリカ商務省もイギリス白書も補助金を「国民所得」に算入しているが、「国民生産額」には算入していない。商務省はこれを政府事業の剰余金の計算において負の項目として取扱っている。

(f) 政府借入金。国民所得においては借入金を租税と同様に取扱う。経済厚生にとっては、その効果に大差がないからである。

なお、政府收支の過不足について、クツネッツはあたかも民間企業の利益及び損失と同様に取扱っているが、アメリカ商務省のしているように、「剰餘額」を間接税収入とみなし、「不足額」を補助金支出とみなして取扱い、政府事業の益金は「国民總生産額」には算入するが、「国民所得」には算入しない方が正しい。

このように財政支出のもたらす効果は重要である。そこで、政府部門を算入するには、二つの方法がある。第一の方法は租税の種類を問わず、要素支拂額から租税全部を控除してしまふか、全然控除しないか、いずれかによる。第二の方法は租税のうち轉嫁されるものとしからざるものとを區別する仕方である。アメリカ商務省統計やイギリス白書では、政府生産物用役を最終生産物と中間生産物とに區別せず、財政支出による効果を考慮

せずに、第二の方法によつてゐる。しかし、前述のように租税轉嫁の効果を實測するのではなく、事業税(間接税)と個人税(直接税)との單純な區別によるにすぎない。シャウプは、租税轉嫁の實測の困難のゆえに、むしろ第一の方法をすすめるのである。すなわち、第一の方法によって租税の全額を控除するには、国民所得の過小評價をさけるために政府生産物中の最終生産物に等しい額を加算し、また租税を全然控除しない場合には過大評價をさけるために、政府生産物中の中間生産物に相當する額を差引かねばならない。

そこで、生産要素の所得を納税前と納税後に區別して、税込と税引の場合の準則を要約すれば、次のようになる。

税込準則 = 税込要素支拂額 - (政府の企業向け用役價值 + 一般目的用役價值)

税引準則 = 税引要素支拂額 + (政府の消費者向け用役價值 + 政府の資本財産に対する純支出 + 移轉支拂) - 對政府貸付 + 政府の指圖により創出又は滅失される貨幣量 ± 政府の現金残高の減少又は増加。

Y = 国民所得

I = 税込要素所得

T = 租税

C = 政府の消費者向け用役、資本支出及び移轉支拂

S = その他政府用役

B = 政府借入金

M = 政府の直接創出した新貨幣

L = 政府現金残高の増加

$$C + S = T + B + M - L$$

税込準則による国民所得 = I - S

税引準則による国民所得 = I - T + C - B - M + L

これを一覽表にすると、

要素支拂額からの接近法			生産物からの方法
政府用役の種類	税 込 準 則	税 引 準 則	
消費者向け用役	(1) 税込要素支拂額合計	(1) 税引要素支拂合計 (2) 消費者向け政府用役加算	(1) 消費者購入 (2) 企業在庫品その他資産の純増減 (3) 海外居住者に対する債権純増加 (4) 消費者向け政府用役
企業への政府用役	(1) 不 變 (2) 企業向け政府用役控除	不 變	不 變
一般目的用政府用役	(1,2) 不 變 (3) 一般目的用政府用役控除	不 變	不 變
消費者用役を生む資産に対する政府資本支出	不 變	(1,2) 不 變 (3) 政府資本資産加算	(1,2,3,4) 不 變 (5) 政府資本資産加算

消費者向け用役を生む政府資産の減價	不 變	(1,2) 不 變 (3') 減價償却控除	(1,2,3,4) 不 變 (5') 負の投資として減價控除 (4') 消費者向け政府用役相當額加算
企業向け用役を生む政府資産の減價	(1,3) 不 變 (2) 同額但し企業向け用役としての減價を含む	(1,2,3') 不 變	(1,2,3,4,5') 不 變 (4') 記入せず
一般目的政府資産の減價	(1,2) 不 變 (3) 同額但し消費者向け用役としての減價を含む	不 變	不 變
政府移轉支拂	不 變	(1,2,3,3') 不 變 (4) 政府移轉支拂加算	不 變
借入による政府支出	不 變	(1,2,3,3',4) 不 變 (5) 對政府貸付金控除	不 變
最終的準則 (C + S = T + B)	I (1) 税込要素支拂額合計 控 除 S { (2) 企業向け政府用役 (3) 一般目的用政府用役	I-T (1) 税引要素支拂額合計 加 算 C { (2) 消費者向け政府用役 (3) 政府純資本支出 (4) 政府移轉支出	不 變
		差 引 B { (5) 對政府貸付金 (6) 貨幣純創出額 (7) 政府現金残高純減	
國民所得 = Y	Y = I - S	Y = I - T - B + C	

第8章においても貯蓄投資の均等式に政府部門を導入することによって

個人貯蓄及び企業貯蓄 = 所得 - 消費支出 - 納税額
 政府貯蓄 = 租税収入 - 經常支出 (投資をふくまぬ支出)

そこで、政府の財政不足の場合には

個人貯蓄 + 法人貯蓄 = 投資 + 政府の經常勘定の赤字となる。

第9章の産業別國民所得は、要素支拂額の産業別分布であって、産業源泉別生産額ではない。第10章の州別國民所得は、多くの困難をもちながら、地域別變動の測定資料を呈供している。

以上のように、この書の特色は、その綿密な分析にあ

る。経済學は、いまだ經驗科學としての自覺と用意とを缺いていて、假設檢定の論理を中心とするに至らないが、最近ようやく理論經濟學において、いわゆる「所得分析の近代理論」が表われるや、國民所得は注目をあつめるようになった。この書が近代理論とふれるところは、とくに第8章における貯蓄・投資均等式の適用であるが、國民所得の豫測にあたって、豫測の無矛盾性と合理性とを檢定するのに、わずかに貯蓄・投資の均等と投資乘數を用いるに止まるのは、甚しく不滿の感をおさええない。しかし、近代理論の分析用具を活用する前に、しばらく資料の整備に沈潜することが、わが國にとってはむしろ急務なのである。かかる意味において、本書のごときが教科書として汎ねく侵透することが望ましい。